

平成 26 年度第 4 回高岡市介護保険運営協議会  
高岡市福祉のまちづくり推進委員会高齢者部会 議事録

日 時：平成 27 年 2 月 17 日（火）午後 1 時 30 分～  
場 所：高岡市保健センター 3 階講義室

（審議・意見交換要旨）

<事務局説明>

- (1) 第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）の事業費及び保険料の改定について

**会長**

保険料は 7.8%増の 5,727 円ということである。第 1 段階と第 2 段階を統合し、第 5 期よりも低所得者層は負担割合が小さくなり、一定以上所得者は負担割合が大きくなるというものである。

**事務局**

今回の改正は、介護保険制度を持続可能な制度にするために、低所得者については保険料を軽減し、一定以上所得者については多く負担をしてもらうというものである。低所得者の保険料軽減が平成 27 年度から開始されるが、消費税率が 10%になるのが平成 29 年 4 月に見送られたため、平成 29 年度以降に軽減割合がより大きくなる。保険料の算定に当たっては、国のワークシートを利用している。

**委員**

2 点、質問がある。1 点目は、県内の他保険者の状況はどうか。2 点目は、保険料は所得に応じて算出されるが、第 6 期計画の本文 4 ページに「所得者や資産のある人の利用者負担を見直す」とある。この「資産」というのは、どのようなものか。

**事務局**

この「資産」は、預貯金を指している。不動産の「資産」については、今回の改正では見送りとなった。

「一定以上所得者」の人、具体的には合計所得金額が 160 万円以上の人、年金収入のみの場合は 280 万円以上の人については、これまで介護サービスを 1 割負担で利用できていたものが、2 割負担となる。

また、低所得者の方は施設に入所した場合、食費・居住費については、所得に応じて軽減される制度がある。これまでは施設に住民票を移した場合、夫婦であっても別世帯となり、施設に入居している本人の所得のみに応じて軽減されていたが、今度の制度改正で、夫婦に限り住民票上別世帯であっても配偶者の所得も勘案し、負担限度額が決められることとなる。預貯金

が1,000万円を超える人については、8月からこの制度の対象外になることとなった。

#### **事務局**

県内の他保険者の保険料については、他の市が未定のためお答えできない。第5期において、本市は県内9保険者のうち下から3番目であるが、県に聞いたところ、第6期については現段階で下から4番目と聞いている。

#### **委員**

2割負担の上限額の設定は、高岡市独自か、それとも全国一律か。

#### **事務局**

全国一律である。

#### **事務局**

年金収入が280万円の場合、基礎控除が120万円のため、残りの160万円が合計所得金額となる。2人以上世帯では346万円未満、合計所得金額が160万円以上でも条件を満たせば、1割負担になるとされている。

#### **委員**

その情報については、公表されているか。市の広報誌などで、利用者にお知らせしているのか。

#### **事務局**

市の広報誌には、まだ掲載されていない。

#### **委員**

2割負担の対象になるかどうかは、いつ決まるのか。

#### **事務局**

平成27年7月に介護保険料の賦課決定があり、8月から2割負担がスタートする。2割になるかどうかについては、介護認定を受けている人全員に、7月以降、新たな資格証が届くことになる。

#### **委員**

今まで1割負担だったものが2倍になるため、利用者にとって大きな影響がある。また、ケアマネジャーがケアプランを作成する際に、利用料は重要である。早めに周知してほしい。

#### **事務局**

高額介護サービス費という制度があり、その制度の対象になる場合もあるので、全員が2倍

になるわけではない。重中度の人については、特に対象になると考えられる。

## 委員

新聞などで報道はされているが、詳細は報道されないため、事業者や関係者に周知してほしい。

## 事務局

制度改正があると、3月に県主催の保険者や事業者を対象とした説明会がある。その後、市のケアマネジャーの会議などでも、周知することになる。

## 会長

県内の他保険者と比べると、高岡市の保険料の収納率はどうか。また、介護保険料を納めないとどうなるのか。

## 事務局

特別徴収については、年金天引きのため100%であるが、普通徴収については県内で最下位である。

保険料は滞納していても、介護認定を受けることはできる。介護保険料は2年で時効になる。介護サービスを利用する際に、時効で納められない期間の分については、過去10年間遡って計算し、本来1割負担でサービスが受けられるものが、3割負担となる期間が最長で48か月間発生することになる。また、時効の2年を迎えていない分で、1年以上滞納があると、10割を一度本人が全額負担し、後日9割が保険者から払い戻される償還払になる。

## 会長

いろいろ課題はあると思うが、頑張って収納率を上げてほしい。

## 委員

今度の制度改正は応能負担として、低所得者の保険料を軽減し、一定以上所得者については多く負担をしてもらうという、所得に応じた配慮があり、よいと思う。

## 会長

介護保険制度は、保険料は応能負担、サービスは応益負担であり、開始当初から保険と公費負担のよいところを組み合わせた上手な制度だと思っている。

## <事務局説明>

(2) 第6期計画期間における介護サービス施設整備計画(案)について

## 会長

介護療養型医療施設の廃止については、どうなったのか。

## 事務局

国の施策で、平成 29 年度末で廃止の予定であったが、見送りとなった。

### <事務局説明>

(3) 今後のスケジュール (案)

### <事務局説明> その他 (報告事項)

高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画 (素案) に対するパブリックコメントの実施結果について

## 事務局

関係者から意見を多くいただいた。計画に反映できるものについては、できるだけ反映し、修正を行った。

## 会長

介護人材については、県の事業で、県内の 4 つの養成校で構成する富山県介護福祉士養成校協会が介護読本を作成し、高校生全員に配布するとの話があった。介護人材のすそ野を広げるために、このような取り組みも行われている。

## 委員

介護支援事業者部会という市内の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの介護職員 226 人が所属する団体から、専門職の目線で現在の制度で不足していると感じる点等について、パブリックコメントの際に意見を出した。認知症を早期発見・診断するための検診について提案したが、計画に盛り込んでいただけなかったようである。認知症疾患医療センターについても未整備であり、まだまだ課題がある。

## 委員

パブリックコメントの置いてある場所が分かりづらい。市民の意見を広く反映できるよう、周知方法や場所、日程等に配慮をお願いしたい。

## 事務局

興味のある人以外は、意見を出しづらい環境だったかもしれない。今後の検討課題とさせていただきます。

## 委員

ボランティアポイントのアンケートの際は、郵送ではなく、FAX で回答しなければならなかった。FAX を利用できない人もいたので、意見を出しやすいように配慮してほしい。

## 事務局

期間が短かったこともあり、ボランティアセンターと相談のうえ、FAX とさせていただいた。今後アンケートを実施するようなことがあれば、郵送など方法を検討したい。

## 委員

計画が細かいので、市民の人が理解できるよう、分かりやすく周知してほしい。

人材確保については、第6期計画にも盛り込まれているが、介護職の人が夢と希望をもって仕事に取り組めるよう、環境づくりや人材の育成、処遇改善に取り組むよう、今後も計画に盛り込んでほしい。そのためには、事業者はもちろん、周りの一般の人の理解も必要である。

## 委員

第6期計画の本文で、前回と異なる点がある。地域包括支援センターを1か所増設する話は前回の会議で報告があったが、37、38 ページにある基幹型の地域包括支援センターの記述については新規である。説明をお願いしたい。

## 事務局

第6期計画については、連合自治会や老人クラブなどの団体に中間報告をしており、市民の人向けについては、これから周知していきたいと考えている。

基幹型の地域包括支援センターについては、地域包括支援センターの業務量が増加、多様化するにつれ、地域包括支援センターを束ねる機関が必要になってきており、基幹型の地域包括支援センターの設置について、取り組みを進めていきたいと考えている。

## 委員

基幹型の地域包括支援センターについては、地域包括支援センターの職員にとっては喜ばしい話だと思う。できれば市の直営に近い形で設置してほしい。

設置に関する表現について、37 ページでは「設置し」となっているが、38 ページでは「設置に向けた取り組みを進めていく」となっており、言い回しが異なる。前向きな表現をお願いしたい。

生活支援コーディネーターについて、詳しい内容が見えてこない。地域包括支援センターの職員が1名増になるのか。地域の人を活用して、委嘱するような形になるのか。市が任命して、派遣するような形になるのか。

## 事務局

基幹型の地域包括支援センターについては、国が設置を提案している。現在市内 10 か所に地域包括支援センターがあり、平成 27 年度から牧野地区に小規模の地域包括支援センターを1か所設置する予定である。地域包括支援センターが増設されるなか、地域包括支援センターの機能を高めるための研修や指導を行う役割が必要であることから、基幹型の地域包括支援センターの設置に向けて取り組みを進めていきたいと考えている。どのように設置するのかについて、調整がまだ終わっていないため、表現の仕方については検討させていただきたい。

「あっさりライフ支援システム」については、地域づくり推進コーディネーターの配置は、平成 27 年度当初予算では難しいという査定であった。地域包括支援センターの皆さんには、大きな期待を持たせて心苦しいが、内容を再検討して、再度チャレンジしたいと考えている。

## 委員

第 6 期計画中の 3 年間で、頑張ってもらいたい。

居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの業務は、介護保険制度の要である。委託している業務については、本来行政がやるべき業務であるので、強力にバックアップしてほしい。

## 委員

10 地域包括支援センターの管理者及び委託を受けている社会福祉法人・医療法人の理事長、施設長から意見を預かってきたので、代表して発言させていただく。

地域包括支援センターは、平成 18 年度に設置され、市民や高齢者のため、地域や行政、市社会福祉協議会、医師会などと協力しながら、業務に取り組んできた。平成 27 年度事業の委託にあたり、予算の大幅な減額があると聞いている。5 人配置の予算となっているが、人件費のほかに事務経費も必要なため、地域包括支援センターの事業は、委託を受けている法人が持ち出しをして、市民貢献のため運営しているような状況である。

介護人材難のなか、地域包括支援センターの職員は、専門職で、さらにあらゆる相談に対応できる資質が必要なため、法人のなかでも、できるだけ優秀な人材を配置している。さらに、介護報酬改定により減額があり、1,000 万円以上減収になる法人もあると聞いている。

今回の予算の減額で、これまで 5 人配置していた職員を 4 人にせざるを得ない。それにもかかわらず、生活支援コーディネーターの役割が増え、6 人以上の業務量をしなければならない。

これらのことから、平成 27 年度の補正予算も考えてほしい。平成 29 年度の総合事業開始に向け、2 年という短い期間で、非常に多くのことを整備していかなければならない。特に生活支援コーディネーターについては、第 2 層の役割である地域包括支援センターが大事になってくる。このような状況に置かれていることをお伝えしたい。

## 会長

市の状況が厳しいのは分かるが、0 査定というのではなく、少しでも市民や事業者などの期待に応えられるように、知恵を絞って努力してほしい。

## 事務局

平成 27 年度当初予算において、残念ながら、1 地域包括支援センターあたり 70 数万円の減額となった。国の制度改正とあわせ、可能であれば補正予算についても、検討していきたいと考えている。他意があって、予算が減額になったわけではない。これまでも、地域包括支援センターには期待しており、今後も本市の高齢者福祉の推進に協力をお願いしたいと思っているので、市側も努力してまいりたい。

## 委員

「校区」と「校下」という表現が出てくるので、統一してはどうか。また、「日常生活圏域」という表現が出てくるが、分かりにくいので、「地域包括支援センターのエリア」としてはどうか。

#### **事務局**

表現については、分かりやすいよう工夫する。

<事務局説明> その他（報告事項）

第3次一括法及び省令の改正に伴う条例の制定・改正について(案)

#### **会長**

計画等について、何か検討したいことや意見があれば、事務局に連絡してほしい。